

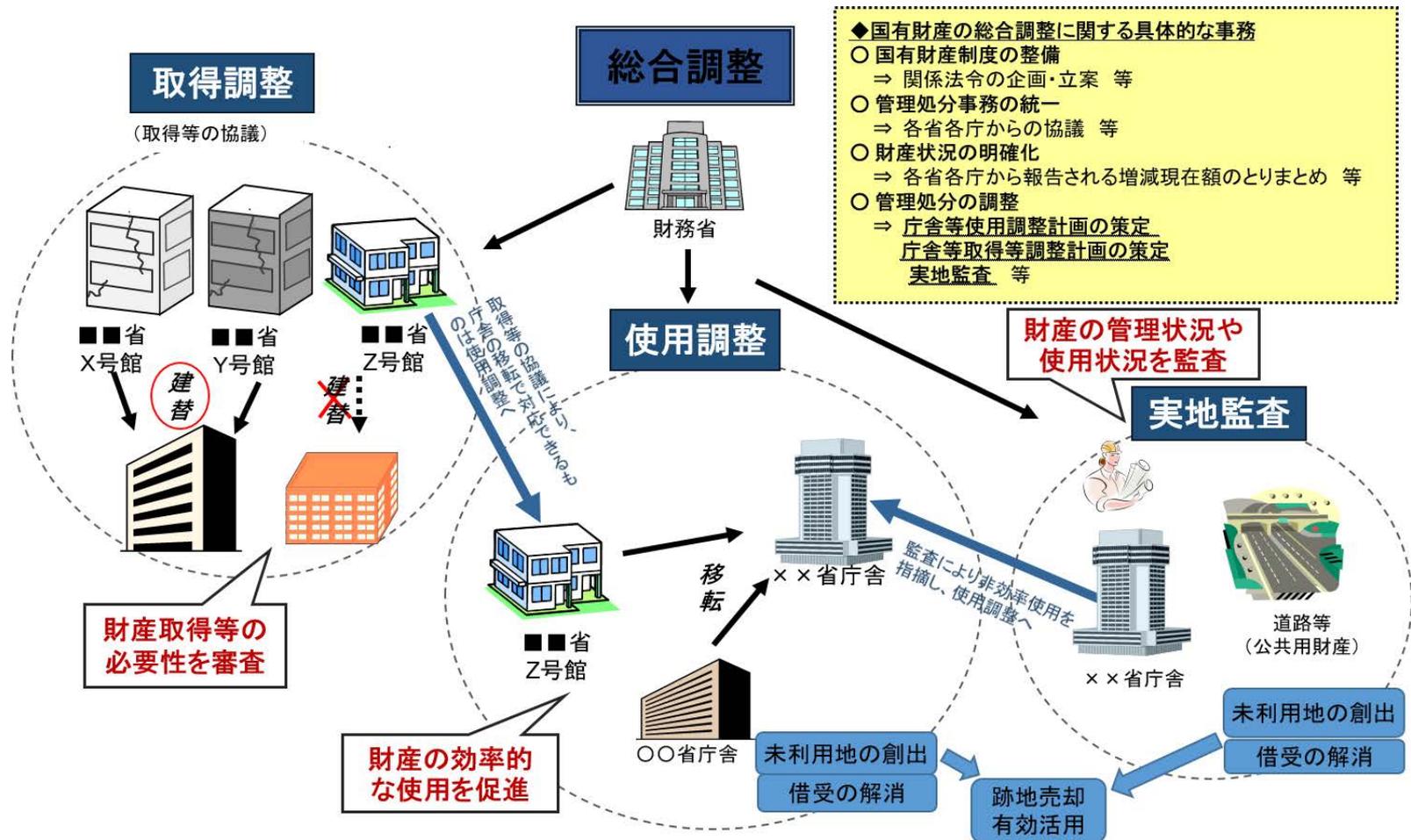
行政財産に係る取組みについて

国有財産の総合調整

- 個々の国有財産の管理処分事務は、各省各庁の長が行いますが、国有財産を全体として最も有効に活用するためには、個々の管理処分事務について総合調整(=総括)を行う必要があります。
この国有財産の総合調整は、財務大臣が行っています。

(参考) 国有財産法第九条の五

各省各庁の長は、その所管に属する国有財産について、良好な状態での維持及び保存、用途又は目的に応じた効率的な運用その他の適正な方法による管理及び処分を行わなければならない。



「国家公務員宿舎の削減計画」等の概要

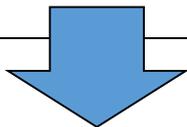
「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月1日公表)のポイント

○ 宿舎戸数の削減

宿舎は、真に公務のために必要なものに限定し、主として福利厚生目的のものは認めず、今後5年を目途に、宿舎戸数約21.8万戸(平成21年9月の戸数)から必要戸数の16.3万戸まで、5.6万戸(25.5%)程度の削減を行う。(全国10,684住宅のうち、5,046住宅を廃止。)

○ 廃止宿舎の売却

- ・ 廃止する宿舎については、その跡地をできる限り速やかに売却すること等により国の財政に貢献
- ・ 捻出される財源については、概算すると、約1,700億円。



「国家公務員宿舎の削減計画」の状況(平成29年5月26日国有財産分科会報告)

- 平成29年3月末時点で、宿舎削減計画の状況は以下のとおりとなり、削減計画を達成した。
 - ・ 宿舎の設置戸数約16.3万戸(5.6万戸(25.5%)の削減)
 - ・ 廃止宿舎総数は、5,244住宅
 - ・ 宿舎跡地売却に伴い捻出された財源は約2,939億円

宿舎の設置目的と職務上宿舎への入居が認められる公務員の類型

国家公務員宿舎については、「国家公務員宿舎の削減計画」(平成23年12月公表)(※)において、設置目的等を次のとおり整理。

- 「国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、もって国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的とする」(国家公務員宿舎法第1条)ものであり、また、国が国民のニーズに適切に対応し、事務・事業を円滑に遂行する上で必要なもの。
- 国家公務員宿舎は真に公務のために必要な宿舎(職務上宿舎への入居が認められる公務員の類型)に限定し、主として福利厚生(生活支援)の目的での使用は行わない。
- 新規採用職員を類型の一つとすることについては、福利厚生の色合いが強く人材確保等の観点だけでは宿舎の必要性は認められないが、各類型に該当する職員については、それぞれの類型に含まれ宿舎への入居が認められる。

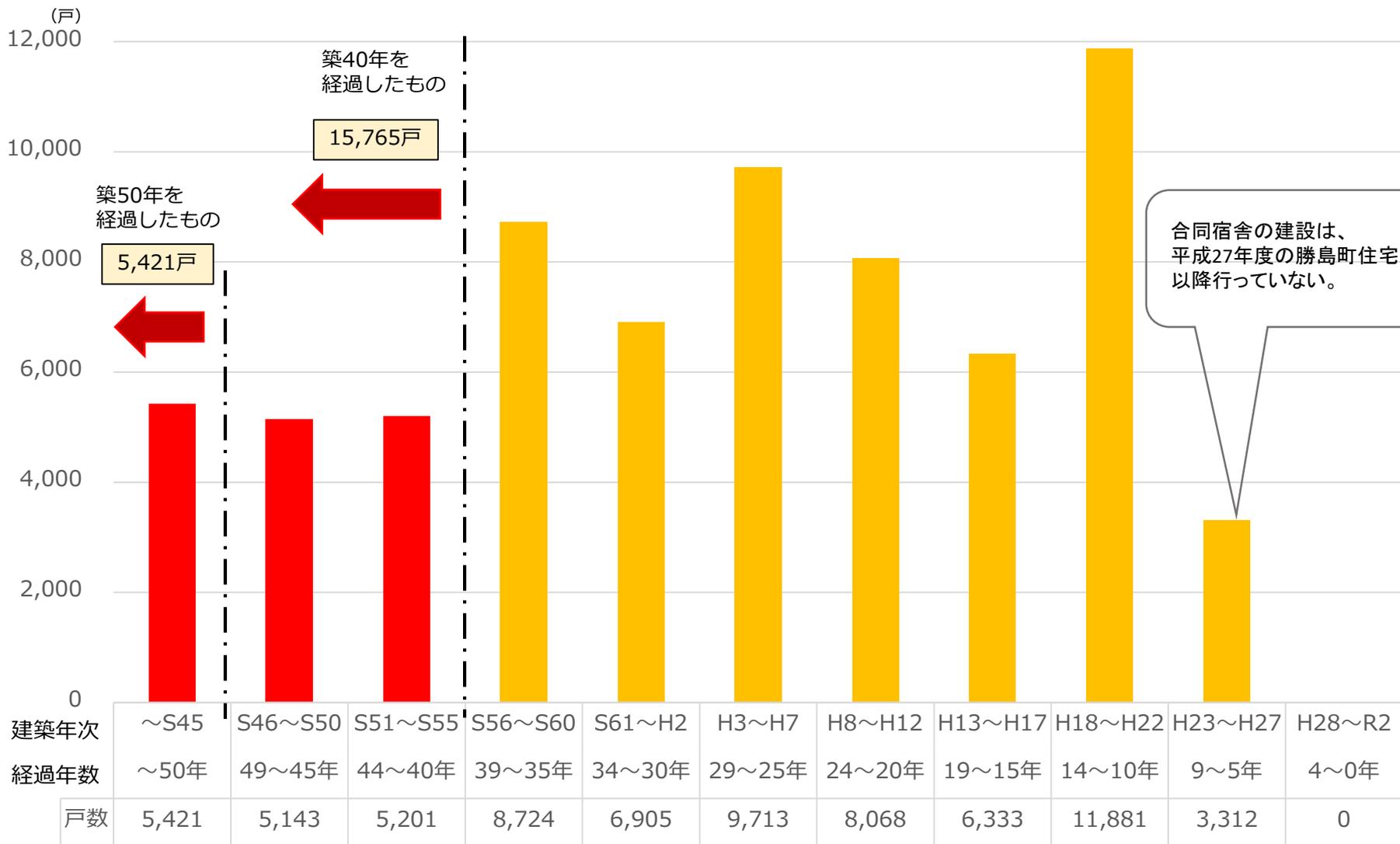
(※)財務副大臣を座長として設置された「国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会」においてとりまとめられもの。

職務上宿舎への入居が認められる公務員の類型

	類 型
①	離島、山間へき地に勤務する職員
②	頻度高く転居を伴う転勤等をしなくてはならない職員
③	居住場所が官署の近接地に制限されている職員
④	災害、テロ、経済危機、武力攻撃等を含め、政府の迅速な対応が求められる事件・事故等が発生した際、各省庁が定める業務継続計画(BCP)等に基づき緊急参集する必要がある職員
⑤	国会対応、法案作成及び予算等の業務に従事し、深夜・早朝における勤務を強いられる本府省職員

国家公務員宿舎(合同宿舎)の経年別戸数

築50年を経過し老朽化が著しい宿舎が約5,400戸存在。さらに10年後はこれら老朽化宿舎が約15,800戸に増加する見込み。



(注) 令和2年9月1日時点

今後の国有財産の管理処分のあるり方について

－国有財産の最適利用に向けて－

令和元年6月14日
財政制度等審議会
第47回国有財産分科会資料

(1) 行政財産の有効活用

1. 課題

- 行政財産の使用許可について、短期的なものが多く、利用は限定的であり、積極的に行政財産の活用を進める必要がある。

2. 主な見直し内容

○ 使用許可期間の設定等

- 使用許可制度や活用可能な財産の情報を積極的に発信し、地域社会による活用を促すとともに、使用許可期間を、個々の利用内容やニーズに応じて、柔軟に設定できるよう見直しを行う。
(現状:原則1年以内、最長5年⇒原則5年以内、最長10年)

(2) 庁舎

1. 課題

- 地方では、組織の統廃合等により、庁舎の余剰スペースが生じている。一方、地方公共団体では、様々なまちづくり計画が進められており、国公有財産の最適利用の観点から、こうした取組みと連携する必要がある。
- 中央官衙地区及びその周辺において、庁舎が不足しており、多数の官署が民間施設を借り受けている。

2. 主な見直し内容

○ 地方都市における既存庁舎の徹底した活用

- 庁舎の余剰スペースについては、的確に入替調整を行うとともに、地方公共団体とも情報共有を図り、既存庁舎の徹底した活用を進める。

○ 権利床の活用

- 中央官衙地区及びその周辺など、庁舎が不足している地域において、庁舎需要や経済合理性等を勘案した上で、権利床を庁舎として活用する。

(3) 国家公務員宿舎

1. 課題

削減計画に基づき、平成28年度までに約5.6万戸(25.5%)を削減(住宅数は約半減)し、跡地の売却により約2,939億円の財源を捻出(計画上は約1,700億円)することにより、計画を達成。

- 宿舎の必要戸数について、全体として、削減計画後の宿舎戸数16.3万戸程度の需要があるが、地域ごとで見ると宿舎の需要と供給にミスマッチが生じているほか、災害等の際の業務継続体制の確保の観点からも、適切に宿舎を確保する必要がある。
- 独身用や単身用宿舎が不足する一方で、世帯用宿舎は余剰が生じており、宿舎の住戸規格にミスマッチが生じている。
- 宿舎の老朽化が進む中、現状の改修方法のままでは、将来的に使用可能戸数が減少すると見込まれる。

2. 主な見直し内容

今後、宿舎需要の変化等を見極めつつ、以下の方向性で検討。

○ 地域ごとの需給のミスマッチ解消等

- 趨勢的に宿舎が不足している地域については、借受又は建設により必要な宿舎を確保するとともに、趨勢的に宿舎が供給過多となっている地域においては、老朽度等を勘案して残すべき宿舎を見極め、余剰となる宿舎については廃止を進める。
- 災害発生時等の初動体制を確保するため、緊急参集要員用の宿舎(BCP用宿舎)の確保に向けた具体的な検討を進める。

○ 住戸規格のミスマッチ解消

- 不足する独身用・単身用宿舎については、既存宿舎の模様替などにより対応を行うとともに、若年層の負担を軽減しつつ、既存の世帯用宿舎の活用を図る。

○ 老朽化への対応

- 建築年次だけでなく、個々の宿舎の状況に応じて予算配分を行い、計画的かつ効率的に改修を進める。